

議案第 6 4 号

新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例

(新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年新座市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(最低基準) 第 3 条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満 3 歳未満の者に限る。ただし、法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 1 0 項第 2 号、同条第 1 1 項第 2 号又は同条第 1 2 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合若しくは同条第 1 0 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合）にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (保育所等との連携) 第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 8 条の 3 第 2 項、第 1 5 条から第 1 8 条ま	(最低基準) 第 3 条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満 3 歳未満の者に限る。ただし、法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 1 0 項第 2 号、同条第 1 1 項第 2 号又は同条第 1 2 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (保育所等との連携) 第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 8 条の 3 第 2 項、第 1 5 条から第 1 8 条ま

で及び附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、当該家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号及び第6項第1号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 [略]

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

(児童対象性暴力等の防止)

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事す

で及び附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、当該家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号及び第6項第1号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 [略]

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

第14条 削除

る者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる家庭的保育事業等の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 乳幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）

(7)～(11) [略]

（小規模保育事業の区分）

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

（職員）

第30条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有

（運営規程）

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる家庭的保育事業等の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 乳幼児の区分ごとの利用定員

(7)～(11) [略]

（小規模保育事業の区分）

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

（職員）

第30条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第32条 [略]

2 [略]

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所B型に勤務する看護師等のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（利用定員）

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第45条 [略]

2 [略]

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当

（職員）

第32条 [略]

2 [略]

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（利用定員）

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第45条 [略]

2 [略]

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

たつては、保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第48条 [略]

2 [略]

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（小規模型事業所内保育事業についての準用）

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「家庭的保育事業を行う者（以下「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第48条 [略]

2 [略]

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（小規模型事業所内保育事業についての準用）

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「家庭的保育事業を行う者（以下「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事

業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号及び第7号において同じ。））」とする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

- 4 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 7 保育の需要に応じるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号及び第7号において同じ。））」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」とする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

- 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 7 保育の需要に応じるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

（新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年新座市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、改正後の新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（<u>満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。</u>）は、適用しない。この場合において、改正前の新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（<u>満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。</u>）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 3 <u>保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u>	附 則 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、改正後の新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第3項の改正規定及び同条に2項を加える改正規定、同条例第32条第3項の改正規定及び同条に2項を加える改正規定、同条例第45条第3項の改正規定及び同条に2項を加える改正規定、同条例第48条第3項の改正規定及び同条に2項を加える改正規定並びに同条例附則第10項の改正規定並びに第2条及び次項の規定 公布の日
 - (2) 第1条中新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定 令和8年12月25日
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

令和8年8月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。